

業務委託契約書（例）

株式会社〇〇〇〇〇〇（以下「甲」という）は、株式会社〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という）に対し、甲の免税販売手続き業務における業務委託契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（委託業務）

甲が乙に対し委託する業務（以下「本業務」という）は、手続委託型輸出物品販売場制度（平成27年4月1日施行）に基づいて甲が行なう非居住者への物品の譲渡に付帯する免税販売手続き業務とする。但し、甲の納税地を所轄する税務署への税申告等の税務は本業務に含まれないものとする。

第2条（責任の帰属）

本業務の税務上の効果は全て甲に帰属するものとする。

第3条（善管注意義務）

乙は、善良な管理者の注意をもって本業務を行うものとする。

第4条（本契約の前提）

本契約締結にあたり甲及び乙は、それぞれの納税地を所轄する税務署長から、甲は乙を委託先とする手続委託型輸出物品販売場の、乙は免税販売手続き代行業業者の許可を受けていることを前提とする。

第5条（委託期間）

本業務の委託期間は平成〇〇年〇〇月〇〇日より平成〇〇年〇〇月〇〇日とする。委託期間満了の3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからとも、相手方に対し本契約を継続しない旨の書面による通知がない場合、当該委託期間の末日の翌日から1年間を新たな業務委託期間として自動的に更新されるものとし、以後もこの例による。

第6条（立替金の精算と購入者誓約書の授受）

- 甲は、本業務において乙が甲に代わって非居住者に返金した消費税額を、あらかじめ合意した精算サイクルにて乙に支払うものとする。
- 乙は、本業務で作成した購入者誓約書を甲に返還する。また甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

第7条（委託料とその支払）

- 甲が乙に対し支払う委託料は、〇〇〇〇円（消費税別）とする。
- 甲による支払いは、〇〇締め〇〇迄に、乙の指定する銀行口座に現金振込みにて実施するものとし、振込手数料は甲の負担とする。

第8条（秘密保持）

乙は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

第9条（契約解除）

当事者の一方が本契約の条項に違反した時は、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

第10条（協議）

本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲：
東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

乙：
東京都〇〇区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇